

「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案に対する意見書

2018年（平成30年）1月26日

日本弁護士連合会

2017年12月27日付けで消費者庁からなされた「消費者教育の推進に関する基本的な方針」の変更案に関する意見募集に関し、当連合会は、2017年（平成29年）3月17日付けで取りまとめた「消費者教育の推進に関する意見書」（以下「日弁連意見書」という。）に基づき、特に以下の点について意見を述べる。

第1 消費者教育の推進と自己責任との関係について

1 意見の趣旨

消費者教育の推進による自立した消費者の育成の結果として、「自己責任」を理由に、消費者の権利を制限することがあってはならないことを基本方針に盛り込むべきである。

2 意見の理由

基本方針案12頁「（「消費者教育」の意義）」等にあるとおり、消費者教育の推進による自立した消費者の育成は重要である。

もっとも、「自立」の結果として、「自己責任」が強調され、消費者の権利が制限されることはあってはならない。十分な消費者教育が実施され、消費者市民社会が実現されたとしても、その効果を十分に受けることができない者も存在するし、消費者と事業者との間にある情報や交渉力などの格差は完全には解消されないからである（日弁連意見書5頁以下参照）。

第2 消費者教育推進地域協議会及び消費者教育推進計画について

1 意見の趣旨

消費者教育推進地域協議会や消費者教育推進計画を実質的に機能させる仕組みを基本方針に盛り込むべきである。

2 意見の理由

基本方針案18頁以下「2 各主体の役割と連携・協働」等において指摘されているとおり、消費者教育推進地域協議会の活用、消費者教育推進計画の策定及び実施は重要である。

しかしながら、消費者教育推進地域協議会は、いまだ全ての都道府県で設置

されておらず、設置された地方公共団体においても、消費生活審議会と兼ねるものやその部会として設置されているものも存在する。消費者教育推進計画についても、未策定であったり、消費者基本計画の中で触れられているだけの都道府県も存在する。

消費者教育推進地域協議会や消費者教育推進計画を実質的に機能させる仕組みを構築しなければ、適切な連携・協働や、地域に応じた消費者教育の推進施策を実施することはできない（日弁連意見書10頁以下参照）。

第3 関係官庁、関係部署の連携について

1 意見の趣旨

消費者教育に関連する教育との連携を進めるため、関係省庁、関係部署間の具体的な連携を実現する仕組みを基本方針に盛り込むべきである。

2 意見の理由

基本方針案20頁以下「3 他の消費生活に関連する教育と消費者教育の連携推進」において、消費生活に関連する教育（環境、食、国際理解、法、金融経済等）との連携・協働について記載がなされているが、実際に充実した連携・協働を実現するためには、複数の関係省庁の連携（いわゆる官官連携）が必要となる。しかし、推進法が施行されて以降、今日まで、これらの各教育との有機的な連携、すなわち、関係省庁、関係部署間の連携が具体的に進んでいるかは疑問である。

そこで、国及び地方公共団体は、担当者会議を設置する等、関係省庁、関係部署間の連携を進める仕組み作りを早急に検討すべきである（日弁連意見書11頁以下参照）。

第4 学校教育と学習指導要領について

1 意見の趣旨

学習指導要領において行われる様々な教科学習は、いずれも消費者教育と結び付く要素を持ち得るものであり、係る要素を意識して教科横断的・体系的な消費者教育を実践することが重要であること、学習指導要領では対応が追いつかない問題・事項については、国が情報を集約し、学校教育に適切に反映させるべきであることを基本方針に盛り込むべきである。

2 意見の理由

基本方針案24頁以下「(学校) ○小学校・中学校・高等学校・特別支援学校等」の項目に記載されているとおり、2017年（平成29年）春に小・中学

校及び特別支援学校小学部・中学部の学習指導要領が改訂され、今後、高等学校の学習指導要領も改訂予定であり、消費者教育に関してより充実した内容が盛り込まれ、あるいは盛り込まれる予定である。当該学習指導要領に盛り込まれた消費者教育に関する授業（主に社会科や家庭科）を確実に実行することは重要であるが、それにとどまらず、他の様々な科目・授業の中に存在する消費者教育の要素をくみ取って、消費者教育の視点を盛り込むことで、より総合的・体系的な消費者教育の実践が可能になる。例えば、2017年度（平成29年度）から消費者教育指針の全市展開を行っている姫路市の学校園消費者教育指針においては、「既に、現在、教科等における単元等の中には、消費者教育の要素を持つものがたくさんの“点”として散らばっています。それらをピックアップし、消費者教育の視点がより明確になるように指導計画を再構成したり、使用する教材・教具を工夫したりすることで、意識的に消費者教育の取組を進めていきます。」との記載がある。

また、学習指導要領は概ね10年サイクルでの改訂がなされているが、消費者を取り巻く状況は目まぐるしく変容しており、改訂の間に新たな手口による消費者被害が生じたり、環境や生活に対する意識が変化したりすることも考えられる。このような事項については、国が迅速に情報を集約し、学校教育に適切に反映させるべきである（日弁連意見書6頁以下参照）。

第5 全国ブロック協議会の開催について

1 意見の趣旨

全国ブロック協議会の積極的な開催に関する事項を基本方針に盛り込むべきである。

2 意見の理由

平成25年版の基本方針（V1（2））では、地域ごとの代表者を専門委員として任命し、全国を7ないし8のブロックに分け、それぞれの地域で消費者教育推進協議会を開催し、国の消費者教育推進会議と都道府県の消費者教育推進協議会とをつなぐ役割とすることを検討するとしている。

ところが、今般の基本方針案では、係る項目が削除されている。

しかし、消費者教育における課題は、各都道府県に共通する場合が多いこと、都道府県ごとの消費者教育地域協議会の中には活発な活動が期待しにくいものも少なくないことからすると、このようなブロック協議会を開催して効率的な役割分担を図ることで、各都道府県の担当者の負担を軽減し、協議会を活性化させる方向にも作用する可能性もある。

よって、国及び地方公共団体は、積極的に全国ブロック協議会の開催を検討するべきであり、今般の基本方針においてもその旨を盛り込むべきである（日弁連意見書11頁参照）。

第6 「消費者市民社会」の理解・浸透について

1 意見の趣旨

基本方針案の「当面の重点事項」において、「消費者市民社会」の理解・浸透を目指すことを掲げるとともに、具体的な施策について記載すべきである。

2 意見の理由

消費者教育の推進に当たって、消費者市民社会の意義は重要であり、基本方針案12頁以下においても消費者市民社会の意義に関する項目が設けられている。

しかし、2015年（平成27年）9月に消費者庁が行った「消費者行政の推進に関する世論調査」において『「消費者市民社会」について知っていたか』を聞いたところ、「知っていた」とする者の割合が21.5%（「内容まで知っていた」3.0%、「内容は知らなかったが、言葉は聞いたことがある」18.5%）、「知らなかった」と答えた者の割合が75.7%であった。このように、「消費者市民社会」の内容はもちろん、その用語ですらも、現時点で普及しているとは言い難い。

民法の成年年齢引下げの可能性を踏まえた若年者向けの消費者教育、悪質商法や振り込め詐欺の防止救済のための高齢者向けの消費者教育等は、「被害防止・救済」に重点を置く傾向にあるが、併せて消費者市民教育を実践することにより、より実効的な被害防止効果が期待できる。すなわち、消費者市民教育によって育まれる批判的思考力は、消費者被害に遭いにくくするとともに、加害者を減らすことにもつながり、高齢者への見守り活動や、被害に遭ったときに積極的に相談機関に相談することなど、消費者が行動力を高めることは、社会全体の被害防止に役立つものである。このように、消費者市民社会は消費者教育の中核をなすものである。

そこで、基本方針では、当面の重点事項として、消費者市民社会の理解・浸透を目指すことを掲げるとともに、国や地方公共団体は、消費者市民社会の意義・用語・内容について消費者が理解を深めるための情報の発信、活動の支援及び連携について、具体的な施策を盛り込むべきである（日弁連意見書2頁以下参照）。

以上